

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市インシデント管理システム更改に伴うデータ抽出作業業務
履行場所	さいたま市内データセンター外
契約締結日	令和7年10月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契約金額	3,034,350円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、当市の各種システムのインシデントを管理するシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに間接的に影響を及ぼすシステムである。</p> <p>インシデント管理システムの機器更改に伴い、現行インシデント管理システムのデータを引き継ぐにあたり必要な作業である。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社首都圏事業部(埼玉)でしか作業ができないものであるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システムABR対応改修業務
履行場所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契約締結日	令和7年11月19日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)
契約金額	7,964,000円
随意契約によること とした理由	<p>令和7年度中に本稼働を予定している標準準拠システムでは、標準仕様レイアウトに準拠した住所コード(アドレス・ベース・レジストリ、以下ABR)での連携が必須となっている。しかし、他自治体のコードに不整合があるなどデジタル庁からABRの最終データの公開が遅れていたが、令和7年10月に完全版が提供された状況である。</p> <p>これにより、住民記録システムが標準準拠システムと連携するためには、ABRコード体系に基づいた連携データの作成が可能となるよう、住民記録システムの改修が必要である。なお、標準化対象外システムは標準仕様レイアウトでは連携データを取込めないため、現行のレイアウトも並行して利用できるよう併せて改修を行う。</p> <p>住民記録システムの改修については、現行システムの開発、保守運用を行い、システムの仕様に関する詳細情報と著作権を有する富士通Japan株式会社 首都圏事業部(埼玉)以外には実施できないため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>